

滝川市子どものいじめの防止等に関する条例 制定 平成26年3月20日条例第10号

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが素晴らしい個性や能力を持ったこの上のない大切な存在である。

いじめは、このような子どもたちの個性や能力の育みにとって支障となるばかりでなく、心身に深刻な被害をもたらす重大な問題である。

こうしたいじめは、絶対に許してはならないものであり、全ての市民を挙げて、その根絶に向けた取組を行わなければならないものである。

このような認識の下、私たちは、未来を担う子どもたちが、かけがえのない自分に気付くとともに、互いの良さを認め合い、共に高め合いながら健やかに成長していくことのできる環境の実現を目指し、ここに滝川市子どものいじめの防止等に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市及び関係者の責務等を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等の尊厳を保持するとともに、児童等が互いの違いを認め合い、及び支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 市が設置する小学校、中学校及び高等学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に關係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であり、並びにいじめを受けた児童等に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行

政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、関係行政機関その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、当該児童等を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処しなければならない。

(保護者の責務等)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(市民及び事業者の責務)

第8条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童等を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、関係行政機関その他の関係者と連携協力して、いじめが行われることのない、児童等が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めの場合に市、学校その他の関係機関に通報する等の方法により、これらの機関が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(北海道との連携等)

第9条 市は、北海道と連携して、いじめの防止等のための対策の推進を図るとともに、いじめの防止等のための対策に関して必要があると認めるときは、国及び北海道に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(滝川市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 学校は、国いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参照し、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該学校に在籍する児童等の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該学校に在籍する児童等の意見を取り入れるよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針を定期的に点検し、及び評価するとともに、必要に応じて見直すものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針を変更する場合について準用する。

(滝川市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、教育委員会に滝川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(滝川市いじめ防止専門委員会)

第13条 いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、法第14条第3項の規定により、教育委員会に滝川市いじめ防止専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、前項の目的を達成するために、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の実効的な推進に関する重要事項を調査審議するとともに、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

3 専門委員会は、いじめの防止等のための対策の実効的な推進の在り方に關し、教育委員会に意見を述べることができる。

4 専門委員会は、委員4人以内で組織する。

5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事項を処理するため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

6 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) いじめの防止等に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者

7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

- 9 特別委員は、当該特別の事項に係る処理が終了したときは、解任されるものとする。
- 10 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(学校におけるいじめの防止)

第14条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。

- 2 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童等の人間関係に関する問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見等のための措置等)

第15条 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、質問票の使用及び面談等による当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 2 教育委員会及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第17条 児童等は、いじめを受け、又はいじめを発見し、若しくは他の児童等からいじめの相談を受けた場合は、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、保護者等への相談を行うほか、前条の規定により整備されたいじめの相談に関する体制を活用するよう努めるものとする。

(関係者との連携等)

第18条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域住民、関係行政機関その他の関係者の間の連携の強化その他必要な体制の整備を行うものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第19条 市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に係る助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等)

第20条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童等に対する情報モラル教育（情報化社会において適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、当該児童等の保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努めるものとする。

第21条 保護者は、インターネットを通じて行われるいじめの防止のため、教育委員会及び学校と連携協力して児童等に必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 児童等は、インターネットを通じて行われるいじめの防止のため、前項の規定による保護者からの指導を遵守するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第22条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第23条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第24条 学校の教職員、教育委員会の事務局の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言その他の必要な措置を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けることができるようするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援等の措置を行うに当たっては、いじめを受

けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求めなければならない。

第25条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第26条 学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第27条 教育委員会は、小学校又は中学校において、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第28条 市は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言その他の必要な措置を適切かつ迅速に行うことができるようするため、他の学校の設置者と連携して学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等のうち指導上配慮をする者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、他の学校の設置者と連携して学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(学校評価における留意事項)

第29条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにならなければならない。

(いじめの防止等のための対策に係る点検等の実施及び不断の見直し)

第30条 市は、いじめの防止等のための対策について、その実施状況を定期的に点検し、及び評価し、並びにその結果を公表するとともに、不断の見直しを行うものとする。

(重大事態が発生した場合の対処)

第31条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、専門委員会による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による調査を行うときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査を行う場合において、いじめを受けた児童等及びその保護者が意見を述べることのできる機会を確保するものとする。

第32条 教育委員会は、前条第1項の規定による調査が終了したときは、速やかに市長にその結果を報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を行う場合において、当該調査に係るいじめを受けた児童等の保護者からの希望があるときは、書面により当該児童等及びその保護者の意見を市長に報告するものとする。

第33条 教育委員会は、第31条第1項の規定による調査を行ったときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

第34条 教育委員会は、第31条第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第35条 学校は、重大事態が発生した場合又は当該学校に在籍する児童等若しくはその保護者から重大事態が発生した旨の申立てがあった場合には、速やかに教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

第36条 市長は、第32条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第31条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による調査を行ったときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「瀧川市子どものいじめの防止等に関する条例」概要版

条例施行日 平成 26 年 4 月 1 日

前文・目的・基本理念

前文：いじめは、子どもたちの個性や能力の育みにとって支障となるばかりでなく、心身に深刻な被害をもたらす重大な問題である。こうしたいじめは、絶対に許してもよいものではないものであり、全ての市民を挙げて、その根絶に向けた取組を行わなければならないものである。

目的 第1条：いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期消滅及びいじめの早期解消その他）のための対策（いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期消滅及びいじめの早期解消等（いじめの対策）のための対策）のための対策）に係る基本的方針及び関係者の責務等を明らかにし、並びにいじめの防止等（いじめの対策）のための対策に係る基本的方針について定める。

基本理念 第3条：いじめの防止等（いじめの対策）のための対策は、以下のとおり行う。

- ①学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにする。
- ②全ての子どもがいじめを防ぐことがないようにする。
- ③社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

定義・対象者

定義 第2条：いじめとは、子どもに対して一定の人的関係にある、他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、その対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものを行う。

重大事態の定義：① いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めどき
 ② いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めどき

対象者 第2条：市が設置する小学校・中学校・高等学校の児童生徒
 (幼見及び大人が関係するものは含まれない)

主体区分別の概要

区 分	保護者・子ども・市民	学校(市立小・中・高校)	教育委員会・市(市長)
I. いじめの未然防止	4条 : 子どもは、いじめを行ってはならない。 7条 : 保護者は、子がいじめを行うことがないよう規範意識を養う指導をする。 7条2 : 保護者は、子がいじめを受けた場合はいじめから保護する。 8条 : 市民・事業者は、地域全体で子どもを見守る。	6条 : 学校全体で子どもをいじめから守り通し、早期消滅のための適切な対処を実施。 10条 : 市いじめ防止基本方針を策定し公表 12条 : 市いじめ問題対策連絡協議会の設置 13条 : 市いじめ防止専門委員会の設置 14条 : 道徳教育及び体験活動の充実 14条2 : 子どもたちの自主的な企画運営による活動に対する支援	5条 : いじめ防止のための施策を策定し実施 10条 : 市いじめ防止基本方針を策定し公表 12条 : 市いじめ問題対策連絡協議会の設置 13条 : 市いじめ防止専門委員会の設置 14条 : 道徳教育及び体験活動の充実 14条2 : 子どもたちの自主的な企画による活動の支援 15条 : 質問票や面談など定期的調査による子どもの実態把握
II. いじめの早期発見及び早期解消	8条2 : 市民・事業者は、いじめに係るこの通報等いじめの防止の措置に協力する。 17条 : 子どもは、いじめを受けた時又は発見した時は、保護者や学校・市の相談窓口を活用する。	16条 : 子どもや保護者などが通報・相談できる体制の整備 19条2 : 教職員の資質向上のための研修の実施	16条 : いじめを受けた子どもとその保護者及びいじめを行った子どもとその保護者へ指導助言が適切かつ迅速に行えるよう体制の整備 19条 : いじめ防止対策のための専門的知識を有する者の確保、教職員の研修の充実
IV. 重大事態への対処			

区 分	保護者・子ども・市民	学校(市立小・中・高校)	教育委員会・市(市長)
I. いじめの早期発見及び早期解消	21条 : インターネットを通じたいじめの防止として情報モラル教育の充実及び保護者への啓発並びに監視体制の整備 23条 : いじめ防止対策のための組織を設置 21条2 : 子どもは、保護者からの指導を遵守するよう努める。 3. いじめへの対処	20条 : インターネットを通じたいじめの防止として情報モラル教育の充実及び保護者への啓発 25条 : 学校からいじめに関する通報やいじめがあると思われる報告を受けた場合は、必要に応じて学校の支援等必要な措置を講じ、自らの調査を実施	20条 : インターネットを通じたいじめの対策として子どもに対する情報モラル教育の充実及び保護者への啓発 25条 : 学校からいじめに関する通報やいじめがあると思われる報告を受けた場合は、必要に応じて学校の支援等必要な措置を講じ、自らの調査を実施
II. いじめの早期発見及び早期解消	24条 : 子どもなどから相談を受けた場合は在籍校に通報 24条2 : 通報を受けた学校は、事実の有無確認及び教育委員会への報告	24条 : 子どもなどから相談をするよう努める。	24条3, 4, 5 : いじめが確認された場合は子ども、保護者へ指導助言と適切な措置
III. いじめへの対処			27条 : いじめを行った子ども及びその保護者に出席停止を命ずるなどの措置
IV. 重大事態への対処			24条6 : 犯罪行為と認める場合は警察に通報し連携 26条 : いじめを行っている子どもに必要に応じた懲戒の実施

32条2, 33条: 教育委員会が調べを行う場合、いじめを受ける子どもの保護者から申立てがあった場合に教育委員会を通じて市長に報告

36条: 市長は、教育委員会の調査を必要に応じて申請し、その結果を議会に報告